平成２５年（フ）第３６号
山口県山陽小野田市大字有帆575番地13
債務者　森岡　良輔
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０号
広島県安芸高田市吉田町吉田357番地３
債務者　お好み焼き88（ハチヤ）こと　八木　征夫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１０９号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷712番地３　小川アパート104
債務者　村尾　元気
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
北海道北見市端野町三区388番地３
債務者　早坂　勇治
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
埼玉県春日部市中央１丁目50番地12　ガーデンフィール中央二番館503号
債務者　金子　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
埼玉県春日部市藤塚1702番地１　メゾンドネオ一ノ割203、旧住所埼玉県春日部市藤塚207番地９
債務者　野中　栄一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
埼玉県三郷市高州４丁目82番地　メゾンサファイア207
債務者　マツザワ　エメリタ　アベリアノサ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
千葉県市原市辰巳台東４丁目18番地１　コーポ辰巳台Ａ－Ａ－３
債務者　山口　義明
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
千葉県市原市辰巳台東４丁目18番地１　コーポ辰巳台Ａ－Ａ－３
債務者　山口由有子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
千葉市若葉区桜木２丁目24番６棟301号
債務者　野海　正勝
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０１号
千葉県船橋市馬込西２丁目25番６号　サンモール壱番館201号
債務者　古川　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０６号
千葉県市原市山木257番地１　高山荘３号
債務者　猪山　裕治
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０７号
千葉県市原市山木257番地１　高山荘３号
債務者　猪山　智美（旧姓二田）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２９号
千葉県船橋市薬円台５丁目12番１号
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３６号
千葉県船橋市丸山２丁目42番４棟303号
債務者　小笠原絹子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
名古屋市中村区横前町128番地　レッドリーブスⅢ103号
債務者　森　　利勝
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８３号
名古屋市中区松原１丁目６番24号　千代己荘４Ｂ号
債務者　アンドビーネイルこと　嶋田　嵩大
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部